



海老名市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、教育部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

平成31年3月5日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

市川 敏彦



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【教育部】

(1) 教育総務課

教育委員会の会議に関する事。儀式、表彰及び渉外に関する事。教育行政の企画調整及び相談に関する事。規則等の公布に関する事。事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関する事。公印の管理に関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。総合教育会議に関する事。教育施設の設置に関する事。教育財産の管理に関する事。学校施設の開放事業に関する事。文化財の保存及び活用に関する事。史跡地の整備及び管理に関する事。郷土資料館に関する事。郷土芸能及び郷土資料に関する事。市史編さんに関する事。市史資料の調査及び収集に関する事。歴史資料収蔵館に関する事。

(2) 就学支援課

国県費負担教職員の任免その他人事に関する事。県費負担教職員の栄典に関する事。児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。学校の組織編成に関する事。児童生徒及び教職員の安全管理に関する事。就学援助に関する事。教職員の健康管理及び福利厚生に関する事。小中学校との連絡に関する事。児童生徒の健康管理に関する事。学校給食の運営、管理に関する事。食の創造館に関する事。学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関する事。

(3) 教育支援課

教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関する事。教科用図書その他教材及び教具の指導に関する事。教育資料の整備及び活用に関する事。教職員の研修に関する事。人権教育及び同和教育に関する事。体育・保健・安全・食育の指導に関する事。教育の調査、研究に関する事。奨学金に関する事。その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。児童生徒指導に関する事。特別支援教育に関する事。教育支援センターに関する事。

(4) 学び支援課

社会教育に関する事。社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関する事。放課後児童健全育成に関する事。図書館に関する事。青少年施策に関する事。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成29年12月1日から平成30年11月30日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

平成31年2月22日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、海老名市立図書館の指定管理者が、毎年度終了後に教育委員会へ提出すべき事業報告書の記載事項について、海老名市立図書館条例施行規則第6条第1号では「当該年度の指定管理者及び従事する者の出勤状況を示す資料」を定めているところ、当該資料の提出がされていなかった。

事業報告書の記載事項及び提出を受けるべき必要書類の確認に留意されたい。